第１６１回

愛知県市長会議

平成２６年４月２４日（木）

開催市　刈谷市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　刈谷市総合文化センター

1　開　　会　　午後１時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市長紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　議案審議

8　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

9　会務報告

10　そ　の　他

11　閉　　会　　午後３時１０分

12　写真撮影

13　視　　察

○デンソーギャラリー（㈱デンソー本社内）

○依佐美送信所記念館

第１６１回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備等経費の全額国庫補助金化について 知多ブロック　提出	4
第２号議案	国政選挙に係る執行経費の確保について 東尾張ブロック　提出	6
第３号議案	排水機場の維持管理に要する経費に対する地方交付税措置の拡充について 西尾張ブロック　提出	8
第４号議案	新たな国民健康保険制度への円滑な移行について 西尾張ブロック　提出	10
第５号議案	介護保険の地域支援事業の円滑な移行のための技術的支援及び財政措置等について 西尾張ブロック　提出	12
第６号議案	地域生活支援事業に対する財政措置について 西三河ブロック　提出	14
第７号議案	有料道路における障害者割引制度に係る証明事務の廃止について 東尾張ブロック　提出	16

第８号議案　婚姻歴のないひとり親家庭に対する保育料等の格差解消について　18
西尾張ブロック　提出

第９号議案　火葬場の施設整備等に対する国庫補助制度の創設について　20
西尾張ブロック　提出

第10号議案　予防接種の定期接種化に対する財政措置について　22
東三河ブロック　提出

第11号議案　がん検診推進事業の恒久化等について　24
知多ブロック　提出
東三河ブロック　提出

第12号議案　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について　26
西三河ブロック　提出

第13号議案　小中学校における空調設備設置等に対する国庫支援制度の拡充について　28
西尾張ブロック　提出

第14号議案　下水道未普及解消の更なる推進について　30
東尾張ブロック　提出

第１号議案

社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備等経費の全額国庫補助金化について

知多ブロック　提出

国は、社会保障・税番号制度導入に当たり、個人番号の指定、通知及び個人番号カードの交付事務等を法定受託事務としています。

導入に係る地方公共団体のシステム整備については、国庫補助金が措置されることが決定しています。

そのうち税務システム及び社会保障システムの整備改修経費（国民年金、特別児童扶養手当を除く）については、全額補助ではなく、一部を地方に負担させることとし、その地方負担分を普通交付税及び特別交付税措置とされています。

また、通知カードの送付、個人番号カードの交付などに係る経費については、いまだ財源が示されていません。

番号制度は、より公平な社会保障制度の基盤を確立するため全国で統一的に導入されるもので、本来ならば国が責任を持って整備すべきものです。

よって、**国におかれては、地方自治体の税務システム及び社会保障システムの整備改修経費のほか、通知カードの送付、個人番号カードの交付などに係る経費についても、全額国庫補助金を措置されるよう要望いたします。**

メ　　モ

第２号議案

国政選挙に係る執行経費の確保について

東尾張ブロック　提出

国は選挙費用を抑制するため、国政選挙に係る執行経費の基準額の見直しを行ない、地方自治体に交付する執行委託費を減額しました。

このため、平成２５年７月２１日に執行された参議院議員通常選挙において、現在の基準額では多くの地方自治体で選挙の執行経費がまかないきれなかったところです。

現在の基準額のままでは、今後選挙事務に必要な人員や資材の確保が困難となり、有権者の利便性の低下を招くと共に、選挙の適正な管理執行に支障を来すことが懸念されます。

よって、**国におかれては、地方自治体が国政選挙を公正かつ適正に執行するために適正な基準額の設定を行い、必要な執行経費を確保されるよう要望いたします。**

メ　　モ

第３号議案

排水機場の維持管理に要する経費に対する地方交付税措置の拡充について

西尾張ブロック　提出

海抜ゼロメートル地帯の都市自治体では、農地のみならず住宅地や公共施設用地など都市区域においても、湛水被害防止のための雨水排水の大部分を農業用排水機場に依存しており、異常気象による局地的な集中豪雨が頻発する昨今、住民が安心・安全に生活するために不可欠なものとなっています。

排水機場の維持管理に要する経費は、普通交付税及び特別交付税で一定の措置がされていますが、海抜ゼロメートル地帯の都市自治体には、全国一律の算定方式ではなく、豪雪地帯と同様の地域の実情を考慮した特別措置が必要です。

よって、**国におかれては、海抜ゼロメートル地帯の都市自治体の排水機場維持管理に要する経費について、格別の地方交付税措置をするよう要望いたします。**

メ　　モ

第４号議案

新たな国民健康保険制度への円滑な移行について

西尾張ブロック　提出

平成２５年１２月５日に成立した社会保障制度改革プログラム法では、平成２９年度までを目途に、国民健康保険制度の運営主体を市町村から都道府県に移管するなどの制度改正について規定されています。

新たな制度への移行に伴い、保険料の急激な上昇や、市町村間負担の不均衡が生じることが危惧されることから、医療費等の地域格差を適正に反映した負担調整の仕組みが求められます。

また、制度改正に伴うシステム改修費等の臨時的経費が必要となることが見込まれますが、厳しい都市財政状況の中、都市自治体がこれらの経費を負担することは、極めて困難な状況です。

よって、**国におかれては、新たな国民健康保険制度への円滑な移行のため、保険料の急激な上昇を招かないよう適切な措置を講じるとともに、移行に伴うシステム改修費等臨時的経費を全額国庫負担とするなど、万全の対策を講じるよう要望いたします。**

また、**県におかれては、国や関係機関と調整し、万全の対策を講じるよう要望いたします。**

メ　　モ

第５号議案

介護保険の地域支援事業の円滑な移行のための技術的支援及び財政措置等について

西尾張ブロック　提出

社会保障審議会の介護保険部会が平成２５年１２月２０日に決定した介護保険制度の見直しに関する意見書によると、予防給付のうち、サービスの内容等が全国一律となっている訪問介護・通所介護について、平成２９年度までに介護保険の給付対象から外し、市町村に事業を移管することが示されました。

市町村への事業移管については、市町村の事務負担の大幅な増大、地域における事業の担い手の不足、市町村間のサービス格差の発生などの問題が懸念されます。

よって、**国におかれては、介護保険制度改革において市町村に予防給付事業を移管するに当たっては、事業が円滑に実施されるよう、事業化に係る国の指針を早期に示すと共に、市町村への財政支援等を確実に行うよう要望いたします。**

メ　　モ

第６号議案

地域生活支援事業に対する財政措置について

西三河ブロック　提出

地域生活支援事業は、障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に定められているもので、国は同法に基づき市町村に様々な必須及び任意事業の実施を求めています。

地域生活支援事業に対しては、交付基準により、国から市町村に対する補助率の上限は５０％、県から市町村に対する補助率の上限は２５％と定められております。

しかしながら、近年交付される補助金は、この補助率の上限を大きく下回っており、国は３０％程度、県は１５％程度の補助率に留まっており、この差額は市町村が負担しています。

平成２５年度からは必須事業のメニューが増え、今後も地方財政負担が増加することが予想されます。

よって、**国におかれては、地域生活支援事業費補助金に係る予算を十分確保していただき、補助率の上限で補助金を交付していただくよう要望いたします。また、必須事業については、自立支援給付費と同様、負担金化していただきますよう要望いたします。**

また、**県におかれては、国の補助金に連動させることなく、地域生活支援事業費補助金に係る予算を十分確保していただき、県の補助率の上限で補助金を交付していただきますよう要望いたします。**

メ　　モ

第７号議案

有料道路における障害者割引制度に係る証明事務の廃止について

東尾張ブロック　提出

有料道路における障害者割引制度は、移動すること等社会生活に関してハンディキャップを負う障がい者の自立と社会経済活動への参加を支援するため設けられているものです。

現在、割引のための証明事務を、福祉事務所の窓口で担当しておりますが、障がい者に対する割引・減免等の確認は、事業者が障害者手帳の提示等を本人から求めれば、足りるものであり、障がい者本人に対して定期的な更新手続きを求めるなど負担を強いるべきではありません。また、障害者手帳所持者の増加及び当該制度利用者の増加に伴い、福祉事務所窓口の割引措置に係る事務負担も増加しております。

よって、**国におかれては、有料道路における障害者割引制度に係る福祉事務所長の証明事務を廃止するよう要望いたします。**

メ　　モ

第８号議案

婚姻歴のないひとり親家庭に対する保育料等の格差解消について

西尾張ブロック　提出

現在、婚姻歴のないひとり親は、死別や離婚等によるひとり親と異なり、所得税の寡婦（夫）控除の適用除外となっています。また、保育所運営費に係る運用基準では、既婚・非婚の区別で、保育料等に格差が生じることが有り得ることから、一部の先進的な自治体では、保育料等における寡婦（夫）控除のみなし適用を独自で実施しております。

少子化は、わが国が直面している喫緊の課題であり、その対策は、本来ならば国が統一的に実施していくことが必要と考えられます。

よって、**国におかれては、婚姻歴のないひとり親についても、寡婦（夫）控除が適用されるよう、速やかに所得税法等関係法令の改正や保育所運営費国庫負担金に係る運用基準の改正等、格差解消のための対策を行うよう要望いたします。**

メ　　モ

第９号議案

火葬場の施設整備等に対する国庫補助制度の創設について

西尾張ブロック　提出

地域に必要不可欠な上下水道施設、ごみ処理施設等の生活環境の施設については、国庫補助等の施策が講じられていますが、同様に必要な火葬場の施設整備費及び維持管理・修繕費には、国庫補助制度がありません。

現在、全国に設置されている火葬場の多くは、これから老朽化による施設の更新時期を迎えることになってまいります。これらの施設の更新に当たっては、環境衛生等に配慮した新技術の導入や、多様化する住民ニーズに応えるための施設整備など、多額の施設整備費を要します。また、施設の運営には維持管理費や修繕費など、年間に多額の経費を要するため、地方財政の負担軽減措置が必要です。

よって、**国におかれては、火葬場の新設や更新等、施設整備や維持管理・修繕に対する国庫補助制度を創設するよう要望いたします。**

メ　　モ

第１０号議案

予防接種の定期接種化に対する財政措置について

東三河ブロック　提出

今日の国際化社会において感染症から国民の健康を守るためには、世界保健機構（ＷＨＯ）が推奨するワクチン接種を予防接種法で定めることが必要であり、国は「水痘、おたふくかぜ、Ｂ型肝炎、成人用肺炎球菌」や別途検討されている「ロタウイルス」について、定期接種化を進めています。

国民の医療費削減につながる予防接種は、感染症のまん延を防ぎ国民の健康を守る重要な事業であり、本来であれば国が責任を持って一律に実施すべきものです。

よって、**国におかれては、接種にかかる費用について、既存の予防接種も含めた全額を国庫負担化することを要望いたします。**

また、**国庫負担化されるまでの間、定期接種の拡大が進められることに伴い生じる費用の増加分について、普通交付税措置によらず、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業と同様の財政措置をするよう要望いたします。**

メ　　モ

第１１号議案

がん検診推進事業の恒久化等について

知多ブロック　　提出
東三河ブロック　提出

平成２１年度に子宮頸がんと乳がん検診を対象とする「女性特有のがん検診推進事業」が国の補助事業として開始され、平成２３年度からは大腸がん検診を追加した「がん検診推進事業」が実施されています。

これらの事業では、市町村が実施主体となり、子宮頸がんは２０歳から４０歳まで、乳がんは４０歳から６０歳まで、それぞれ５歳刻みの市民を対象に、がん検診無料クーポン券を送付し普及啓発及び受診促進が図られてきましたが、平成２５年度をもって対象者が一巡し、対象者全員が検診を受ける機会を得たことになりました。

平成２６年度には子宮頸がん・乳がん検診は、検診対象年齢の初年度の者（子宮頸がんは２０歳、乳がんは４０歳）と、過去に無料クーポンの配布を受けたが未受診の者を対象とするなど、現行制度より補助対象者を縮小して実施されますが、がん検診は定期的に検診を受けることが早期発見・早期治療に有効であることから、これまで同様５歳刻みの市民を対象とした制度が望ましいと考えます。

また、本事業に係る国の都市自治体への補助金の補助率は、平成２１年度当初は１００％でしたが、翌年度から５０％に縮小された上、国の予算の範囲内での補助金交付となるため、実際の補助金交付率は年々低下し、地方財政負担が増しています。

がん検診は、がんによる死亡者の減少や医療費の削減につながるものであり、引き続き国による安定した財源の確保と制度継続が必要です。

よって、**国におかれては、がん検診推進事業を平成２５年度と同様の制度として恒久的に確立するとともに、国による継続的且つ安定的な財政措置を講じるよう要望いたします。**

メ　　モ

第１２号議案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について

西三河ブロック　提出

現在の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物処理業等の許可対象から暴力団員等を排除する、許可の欠格要件が定められておりますが、市町村の自治事務である一般廃棄物処理業については、同様の規定が設けられておりません。

市民生活に直結する一般廃棄物処理業の許可に際して、各自治体が暴力団員等を排除しようとしても法令上の根拠がないため、申請者が暴力団員等に該当しても対処する術がないのが現状です。

よって、**国におかれては、産業廃棄物処理業等と同様、一般廃棄物処理業の許可対象から暴力団員等を排除する規定を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に設けること、又は各自治体が条例等で一般廃棄物処理業の許可対象から暴力団員等を排除する規定を設けることができるよう法令等を整備することを要望いたします。**

メ　　モ

第１３号議案

小中学校における空調設備設置等に対する国庫支援制度の拡充について

西尾張ブロック　提出

昨今の地球温暖化に伴う猛暑により、夏場は小中学校教室の気温が上昇し、児童生徒が学習に集中できない事態が続いており、児童生徒に快適な学習環境を提供し、学力の向上に資するためにも、小中学校の教室に空調設備を設置することが必要です。

また、防災機能強化（非構造部材耐震化）、老朽化した校舎棟・給食施設等の改築が多くの都市自治体で課題となっております。

これらの施設整備に対しては、国の「学校施設環境改善交付金」の中で、それぞれ３分の１の国庫補助が定められておりますが、厳しい財政状況の中、各都市自治体において、早期にかつ計画的に施設整備を実施していくことは困難な状況です。

よって、**国におかれては、小中学校の大規模改造事業（空調設備設置）、防災機能強化事業（非構造部材耐震化）、老朽化した校舎棟・給食施設等の改築事業などに対し、交付金の建築単価の適正化及び補助率の引き上げなど、国庫支援制度を拡充するよう要望いたします。**

メ　　モ

第１４号議案

下水道未普及解消の更なる推進について

東尾張ブロック　提出

都市自治体では、下水道の未普及地域の解消に向け鋭意取り組んでいるところです。

国は、社会資本整備総合交付金によって、都市自治体の下水道整備の取組に財政支援をしていますが、今後は改築更新費が増大していく見通しであるため、下水道の未整備地域については、今後１０年程度で概成させる方針を示しています。

下水道整備は、住環境向上のため重要な施策であり、今後とも適正な汚水処理を推進するため、未普及解消は引き続き重要であると考えます。

よって、**国におかれては、今後も下水道未普及解消については１０年程度に限らず地域の実情を考慮した柔軟な対応と交付金の継続をしていただき、都市自治体の下水道未普及解消の更なる推進を支援していただきますよう要望いたします。**

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第１６１回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	中　西　　肇
総　務　部　長	平　松　直　巳
市町村課長	前　田　　貢

刈谷市

刈谷市議会議長	清　水　行　男

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	大野紀明
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	谷一夫	大府市	市長	久野孝保
瀬戸市	市長	増岡錦也	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林郁夫
春日井市	市長	伊藤太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	—	—	岩倉市	市長	片岡恵一
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	石川英明
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	鈴木克幸
安城市	市長	神谷学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	榊原康正	清須市	市長	加藤静治
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬保
犬山市	市長	田中志典	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	堀元	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（刈谷市）　副市長　川口孝嗣
　　鈴木直樹

愛知県市長会事務局　事務局長　原田泰

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１０年秋以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１３０	平成10年10月 7 日	犬山市	博物館　明治村
１３１	平成11年 5 月17日	常滑市	常滑競艇場事務管理棟
１３２	平成11年10月 4 日	江南市	すいとぴあ江南
１３３	平成12年 4 月21日	尾西市	尾西グリーンプラザ
１３４	平成12年10月 3 日	小牧市	名鉄小牧ホテル
１３５	平成13年 4 月17日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１３６	平成13年10月 5 日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4 月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3 日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5 月 8 日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2 日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5 月 7 日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6 日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4 月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4 日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4 月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5 日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5 月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3 日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4 月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2 日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4 月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4 月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5 日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5 月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4 月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3 日	豊川市	豊川市民プラザ プリオⅡ
１５９	平成25年 4 月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月 3 日	碧南市	衣浦グランドホテル

（注）第１２９回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２